

北九州市自治基本条例評価検討委員会

コミュニティについて

令和6年7月12日 総務市民局地域振興課

自治基本条例における「コミュニティ」①

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (3) コミュニティ **自治会等の地縁による団体**、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる**特定非営利活動法人その他これらに類する団体**をいう。

(コミュニティの活動のあり方)

第26条 市民は、様々なコミュニティの活動に自由に参加することができる。

- 市民は、コミュニティの活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持及び形成に努めるものとする。
- コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
- コミュニティは、他のコミュニティの自主性を尊重しながら、コミュニティ相互間の連携の推進に努めるものとする。

自治基本条例における「コミュニティ」②

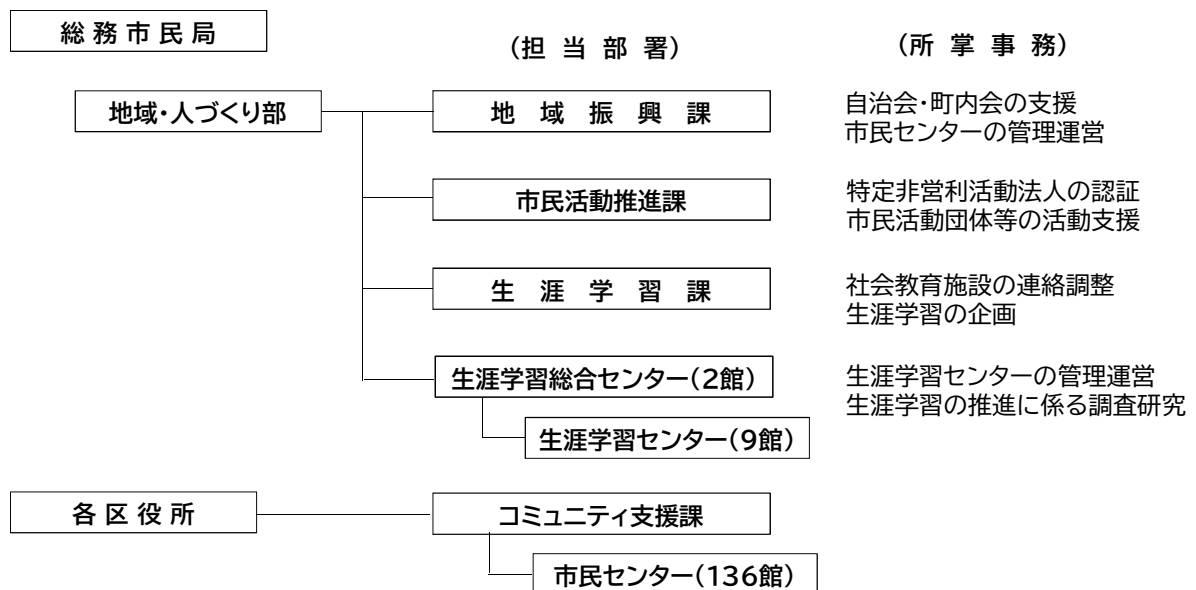
(コミュニティへの支援等)

第27条 市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がその活動する地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援するものとする。

2 前項に規定する支援は、区役所の組織及び機能を最大限に活用することにより行うものとする。

3 区長は、コミュニティが相互に連携しながらその活動が円滑に行えるよう、コミュニティに対し必要な支援に努めるものとする。

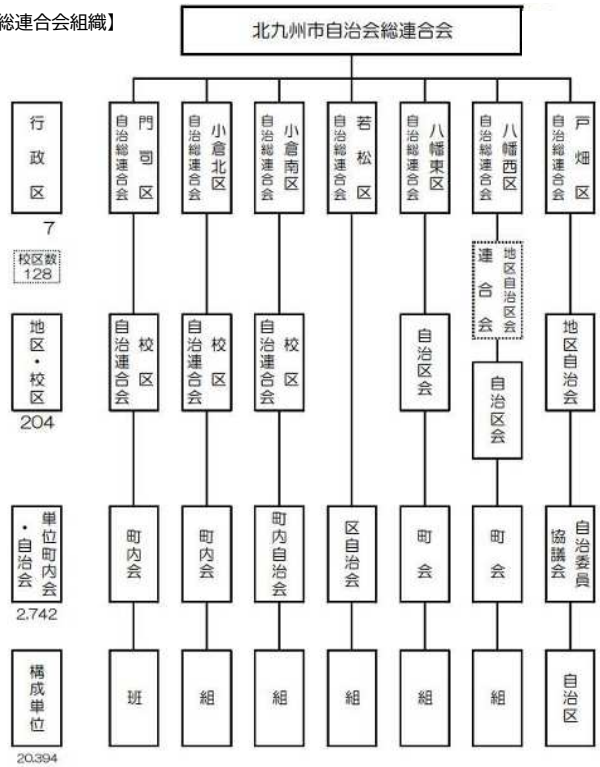
「コミュニティ」を支える行政組織



自治会・町内会①

■自治会・町内会の概要（令和5年度）

- 団体数 区自治総連合会 7団体
- 地区・校区連合会 204団体
- 単位自治会・町内会 2,742団体
- 主な活動 防犯・防災活動（防犯灯・パトロール等）
- 地域の美化活動（ゴミステーション）
- 地域の連絡回覧（市政だより配布等）
- 親睦・交流活動（お祭りやイベント等）



自治会・町内会②

■自治会・町内会の状況

□加入率

令和元年度	令和5年度	差
66.6%	60.0%	▲6ポイント



■自治会・町内会の支援（主な取組み）

□自治会の重要性や活動意義の理解促進

- ・小学生授業用の副教材「自治会・町内会のはたらき」（冊子・DVD）の配布
- ・地域の取組みの紹介や加入申し込みが可能な「自治会・町内会ポータルサイト」の開設

□自治会による加入促進活動の支援

- ・住民ニーズへの対応や加入メリットに繋がる魅力ある活動を支援する「町内会魅力向上運動」の実施
事例：「お片付け大作戦モデル事業」（門司区・錦町校区）
高齢の1人住まいの方を対象に、自治会やボランティアが大型ゴミや古紙の搬出の手伝いを行った。
- ・新築マンションの説明会等へマンション管理士を派遣する「マンションにおける自治会設立支援事業」の実施



自治会・町内会③

■自治会・町内会の支援

□自治会活動の負担軽減

- ・市役所から自治会への依頼業務の見直し
- ・電子回覧板機能を有するアプリの導入実験

□自治会活動に参加等する事業所等を表彰する「自治会活動応援事業者表彰」の実施

□活動拠点の支援（つどいの家設置等補助、公民館類似施設設置等補助）

■時代の変化に対応する自治会活動・運営の見直し（令和6年度）

□多世代が参加・交流できる自治会活動支援事業

- ・「現役・子育て世代も活躍できる地域活動シンポジウム」の開催
- ・（仮）多世代・多様な主体が活躍できるコミュニティワークショップの開催



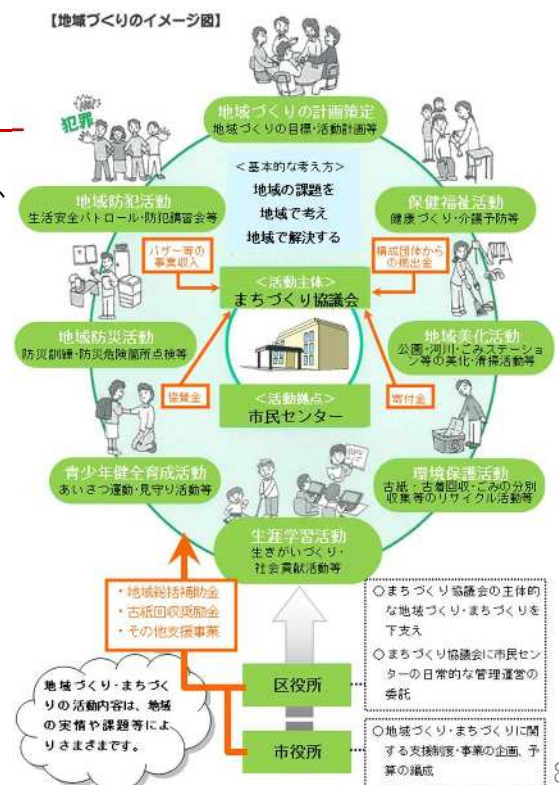
北九州市の地域づくり

○少子・高齢化の進行など、社会環境が変化する中で、防犯・防災等、地域を取り巻く課題が複雑化・多様化している。

○これらの課題を個人や行政だけで解決するには限界があり、住民同士が支え合い、課題解決に向けて取組むことが重要である。

○地域では、暮らしの安全・安心に関わる課題を解決していこうとする「自治会・町内会」や専門性を発揮して、行政だけでは十分に対応できない課題に取り組む「NPO法人」などが活躍している。

○北九州市では、「住民主体の地域づくり・まちづくり」を促進するため、活動主体として小学校区単位を基本に「まちづくり協議会」を設置するとともに、活動の拠点として「市民センター」を整備している。



市民センター

■市民センターの概要

地域活動の拠点として、小学校区単位を基本に「市民センター」を設置するとともに、広域の小学校区等に、市民センターの機能を補完する「市民サブセンター」を設置。

□設置数

市民センター	市民サブセンター	計
130か所	6か所	136か所

□利用者数

令和元年度	令和5年度	差
4,129,756人	3,188,955人	▲940,801人

□市民センターで行われる活動

- ・地域のふれあいを推進する、地域活動（例：住民の交流、防災活動等）
- ・趣味や特技を活かす、生涯学習活動（例：クラブ活動、趣味の講座等）
- ・健康な心身をつくる、保健福祉活動（例：健康講座、子育てサークル等）



9

まちづくり協議会

■まちづくり協議会の概要

住民主体の地域づくりを進めるため、小学校区を基本として、自治会、社会福祉協議会、学校、企業、NPO等の様々な団体が参画する「まちづくり協議会」（137団体）を設置。

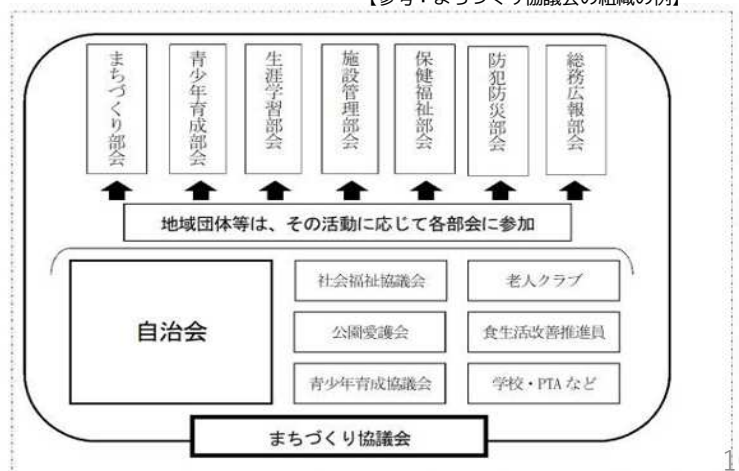
【参考：まちづくり協議会の組織の例】

□活動概要

- ・市民センターの管理業務の受託
- ・地域団体等間の調整・活動の促進

□組織充実に向けた取り組み

- ・機能的な部会制の導入
- ・より多くの地域団体等の参加
- ・民主的な組織決定
- ・会計手続きの明確化 等



10

まちづくり協議会への支援

■自主的な活動の支援

□地域総括補助金

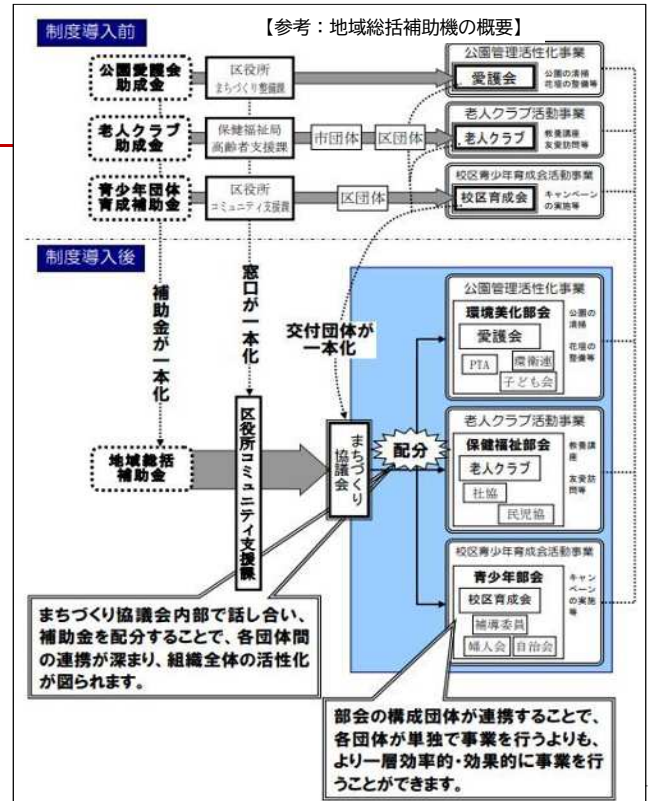
市の各部署が事業毎に地域団体に交付していた、健康づくりや青少年育成事業等の補助金（14項目）を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付。
また、一定範囲の中で、事業間で補助金を融通することができる「流用制度」の導入。

□校区まちづくり支援事業

まちづくり協議会が取り組む地域課題の解決に向けた活動などを行う事業に、活動費等を助成。

□まちづくり専門家派遣事業

まちづくり協議会等が、地域でまちづくりの勉強会などを実施する場合、講師として専門家を派遣。



NPO法人

■NPO法人の概要

「NPO」：社会的な使命を達成することを目的とした組織
 ⇔ 「企業」：利益を得て配当することを目的とする組織

「Non Profit Organization」
 「Not for Profit Organization」
 非営利組織、民間非営利団体



「非営利」とは？

利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てる事。

利益を上げてはいけないということではない。

「特定非営利活動」とは？

〔NPO法第2条第2項〕に定める20の活動分野に該当する活動であって、不特定かつ多数のもの利益（社会全体の利益＝公益）の増進に寄与することを目的とするもの。

公益のために利益を得て活動できる団体。

NPO法人への支援

□北九州市内のNPO法人数

令和元年度	令和5年度	差
325団体	324団体	▲1団体

■市民活動サポートセンター

(業務内容)

- 市民活動に関する相談
- NPO法人の設立・運営相談（認証・認定）
- 講座・イベントの開催 等

□市民活動サポートセンター利用者数

令和元年度	令和5年度	差
29,293人	10,231人	▲19,062人



場 所：コムシティ3階（八幡西区）
 開所時間：午前10時～午後8時（月～金）
 ：午前10時～午後6時（土・日・祝）
 休 所 日：第1・第3・第5月曜日

NPO法人への支援（市民活動団体・地域団体への支援も含む）

■自主的な活動の支援

□市民活動保険

市民が安心して地域活動や市民活動に参加できるよう、市が保険料を負担し、活動中の事故に対して、一定の補償を行う保険制度を実施。

□まちづくりステップアップ事業

市民活動団体や地域団体が取り組む、地域の特性を活かした活動や、地域の活性化につながる新たなまちづくり活動などに対して、活動費の一部を補助。

□NPO公益活動支援事業

NPO法人や市民活動団体が専門性を発揮して行う、地域の課題解決につながる活動について、活動費の一部を補助。

□ふるさと納税を活用した協働のまちづくり推進事業

NPO法人から市と協働で実施する地域課題解決に資するプロジェクトを公募認定し、ふるさと納税で募った寄附から補助交付を実施。

